

女性自衛官（一般）の管理について（通達）

昭和 58 年 12 月 27 日
陸幕人計第 485 号

改正 平成 3 年 3 月 15 日陸幕人計第 78 号 平成 15 年 3 月 25 日陸幕人計第 158 号
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長

（例規 25）

女性自衛官（一般）の管理について（通達）

標記について、別紙により実施されたい。

なお、陸幕人計第 89 号（55. 3. 8）「婦人自衛官（一般）の管理について（通達）」（例規 25）は、廃止する。

女性自衛官（一般）の営内生活の管理について

1 目的

営内に起居する女性自衛官（一般）（以下「女性自衛官」という。）の管理について、陸上自衛隊関係法令等によるほか、特に起居容儀等について基準とする事項を定め、女性自衛官の営内生活に関する指導を円滑に実施することを目的とする。

2 指導の組織等

- (1) 営内に起居する女性自衛官（女性自衛官隊舎を有しない近傍駐屯地等に所在する部隊等の女性自衛官を含む。）の居住場所として女性自衛官隊舎を置く。

この隊舎は、駐屯地名を冠し、「〇〇女性自衛官隊舎」と呼称する。

- (2) 駐屯地業務隊長等（駐屯地業務隊業務を担当する部隊等の長を含む。以下「業務隊長等」という。）は、女性自衛官隊舎における起居容儀等に関する指導を行うものとする。

- (3) 業務隊長等に、次号に掲げる業務を行わせるため、所属の陸曹女性自衛官（以下「管理陸曹」という。）を配置する。

- (4) 管理陸曹は、業務隊長等の命を受け、関係所属長と連携を保持し、次の業務を行うものとする。

ア 隊舎において、業務隊長等の指導する女性自衛官の起居容儀に関する補佐

イ 女性自衛官の各種資料の作成、整理等

ウ その他、特に命ぜられた事項

- (5) 営内班長は、班員の指導に際し、隊舎における起居容儀に関する事項については、管理陸曹との連絡調整を密にして実施するものとする。

3 特別の勤務

- (1) 通常の勤務時間外における勤務は、次のとおりとする。

ア 当直に準ずる勤務

正当直及び副当直を置く。正当直には陸曹、副当直には陸士長を充てる。

ただし、業務隊長等が人員等の都合によりやむを得ないと認める場合には、当直に準ずる勤務者に陸士を充て、又は副当直を置かないことができる。

イ 不寝番

業務隊長等が必要と認める場合には、不寝番を置く。

- (2) 特別の勤務者は、業務隊長等当直幹部の指揮を受け、次の業務を行う。

ア 火災盗難の予防

イ 隊舎における起居容儀の指導の補佐

ウ 女性自衛官の所属部隊等との連絡

エ その他、特に命ぜられた事項

- (3) 業務隊長等は、関係所属長と調整して特別の勤務者を割り出すものとする。